

葛飾区男女平等推進計画(第6次)体系図(案)

基本理念

男女平等社会は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

—葛飾区男女平等推進条例 第3条—

(1) 男女が、性別による固定的な役割分担意識又はそれに基づく社会的な制度若しくは慣行による差別を受けず、自己の意思による多様な生き方の選択を保障されること。

(2) 男女が、協力し合うことにより、家庭生活と社会生活の両立を図ることができ、家庭及び社会における役割を果たすことができること。

(3) 男女が、社会の対等な構成員として、その意欲と能力に応じ、あらゆる領域における活動に参画する機会(方針の立案及び決定の過程に参加する機会をいう。)を保障されること。

基本目標

目標1  
男女平等意識を高め、  
男女共同参画を推進します

目標2  
自分自身を大切にし、希望するライフスタイルを選択できるように支援します

目標3  
誰もが安全・安心して暮らせる環境を整備します

目標4  
互いの人権を尊重し、  
平等な社会を実現します

男女平等・男女共同参画の実現に向けた推進体制

課題

1-① 男女平等教育の充実

1-② あらゆる分野における男女共同参画の推進

2-① ワーク・ライフ・バランスの推進  
(仕事と生活の調和)

2-② 男性の家庭生活への意識啓発と参画支援

2-③ 生涯を通じた健康支援

3-① あらゆる暴力の根絶

3-② 生活上困難な状況を解消するための取組促進

4-① 多様性の尊重

推進体制の強化

国・東京都との連携

施策の方向

(1) 学校等における男女平等教育の推進  
(2) 家庭や地域における男女平等意識の向上

(1) 地域活動における男女共同参画の推進  
(2) 女性の視点を積極的に取り入れた防災対策の推進  
(3) 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現  
(2) 仕事と子育て・介護等との両立支援  
(3) 企業の労働環境改善に向けた支援  
(4) 女性の職業生活継続のための支援

(1) 男性の家事や子育てへの参加促進

(1) ライフステージに応じた健康づくりの推進  
(2) 性と生殖に関する啓発・支援

(1) 配偶者等からの暴力の未然防止と早期発見  
(2) 相談体制の充実  
(3) 被害者の安全確保と自立に向けた支援  
(4) 性暴力・ハラスメントの防止

(1) 自立と安定した暮らしに向けた環境整備

(1) 性の多様性への理解促進・支援  
(2) 互いの個性や違いを認め合う人権尊重の意識づくり

(1) 男女平等推進センター機能の充実  
(2) 区・区民・民間団体間の連携と協働

推進体制



葛飾区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画(第4次)



葛飾区女性活躍推進計画(第2次)